

令和7年度 多摩市立多摩中学校 いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法」、「多摩市いじめ防止対策推進条例」を受けて、本校の「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための組織（以下、いじめ防止対策委員会とする）」を以下のとおり定めるものとする。

I いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめの定義（平成25年度以降）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

このいじめの定義を、すべての教職員が「いじめは、どの生徒にもどの学校においても起こりうる、だれでも加害者にも被害者にもなりうる問題」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決のための取組を徹底する。

そのために、いじめ防止基本方針に則り、いじめの未然防止及び、いじめの早期発見をすることが大切である。また、いじめ防止等の対策のための組織として、本校にいじめ防止対策委員会を組織する。

いじめの重大事態

- ① いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

II いじめ防止基本方針及び具体的な取組

方針1 いじめの未然防止

- (1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを生徒に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図り、学校全体で組織的に取り組む。
- (2) 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中であらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- (3) 生徒が、人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れる。
- (4) 生徒がいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (5) 学級集団づくり等の校内研修を通じて教職員の資質を向上させる。
- (6) ネット上のいじめの防止に向けた啓発活動を推進する。
- (7) 学校と保護者の役割を明確にし、それぞれが最善を尽くし連携していく。

【具体的な取組】

- (1) ①「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した職員研修をととして、教職員の人権意識を高める。
②生命尊重の精神と人権感覚を育むために、人権教育担当の教員を中心として校内研修を実施する。
- (2) ①道徳授業地区公開講座等を通じて、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を行う。
- (3) ①異学年交流活動である、体育祭や聖桜祭等の行事や、日々の部活動を大切に、集団の一員としての自覚と自信及び責任をもたせる。
- (4) ①ふれあい月間の取組の中で、都の作成したいじめ防止教材『STOP! いじめ あなたは大丈夫?』を活用した授業を行う。また、生徒会が主体となっていじめ防止標語づくり等を実施する。
- (5) ①配慮を要する生徒の指導・支援について、スクールカウンセラーや外部機関の助言を生かし、生徒理解に努める。
- (6) ①セーフティ教室をととして、ネット上でのいじめにつながる書き込みをしないなど、生徒への情報モラルの指導を徹底する。また、携帯電話の使用やインターネットの使い方について各学年で注意喚起する。
- (7) ①いじめに関する授業を、道徳や学活の時間に行い、生徒の心の教育を充実させていく。
②「いじめを行ってはならないこと」、「いじめをさせ、又は許してはならないこと」を理解させるとともに、いじめが起こった際に、その解決に向けて生徒が主体的に行動できるようにしていく。
- (8) ①保護者会やセーフティ教室、学校公開日における授業参観等を通じて、保護者の役割を理解してもらう。

方針2 いじめの早期発見（早期対応）

- (1) いじめは、大人が気付きにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。
- (2) 教育相談を充実させ、生徒がいじめを訴えやすく、また教職員が一人で抱え込まない体制を整え、いじめの実態を把握する。

【具体的な取組】

- (1) ①「いじめアンケート」を学期に1回実施し、いじめ防止対策委員会や職員会議においてアンケート結果の活用を図り、情報交換を密にして連携した対応に努める。
②スクールカウンセラーやピアティーチャー、サポートスクールの学生ボランティアなどと連携し、生徒の活動に積極的に関わるとともに、活動を通して得た生徒の様子について情報交換する。
③複層的な視点から子供たちの変化を把握するため、授業と授業の間の10分休みの時間や昼休みの時間、放課後の時間などにおいて教員が校内巡回を行う。
④清掃の時間や休み時間において生徒と教員が共に活動することで、生徒の様子を見守るとともに、全教職員がいじめ問題に対する意識を高くもち、生徒の些細な変化にも気が付けるよう努める。
- (2) ①教育相談（三者面談）週間を年2回設け、担任と生徒、保護者の三者面談を実施する。
②生徒及び保護者に校内の相談窓口や相談機関の連絡先等の周知を行う。
③学級担任は、スクールカウンセラーと情報交換する場を定期的に設け、相談を密に行う。
④相談室だよりを月に1回発行し、相談室の空いている時間やスクールカウンセラーの出勤日、相談室で受付している相談内容などを紹介すること等により、生徒や保護者が相談しやすくなるよう、情報を発信する。

方針3 いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけでの対応ではなく、いじめ防止委員会を開催し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- (2) 被害生徒を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害生徒に適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大事態が起きた場合は、教育委員会他関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図る。

【具体的な取組】

- (1) ①把握したいじめについて、いじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織的に対応する。
②運営委員会や企画会議、生活指導部会また職員会議の場において、いじめの態様や特質、原因・背景や具体的な指導上の留意点などについて教職員間の共通理解を図る。
- (2) ①いじめられた生徒の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口を用意し、複数の教員による見守り、聞き取りを行うなど、被害生徒の安全を第一に確保する。
②いじめの加害生徒の保護者にいじめの状況や聞き取りの内容を連絡し、加害生徒に対し、毅然とした態度で指導を行う。また、状況に応じて学校内で保護者、教員が立会いのもとで加害生徒が被害生徒へ謝罪をする場を設ける。
③規範意識を養うための指導その他の必要な指導を学校と家庭で協力して行う。
- (3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、対応について子ども家庭支援センターや教育センター相談室、児童相談所などと情報を共有する。
②いじめが犯罪行為として認められる事案については、警察と連携して対応する。
- (4) ①いじめに係る状況やその指導について被害・加害両方の保護者に情報提供し、いじめの解消・解決に向けて、協力して取り組み、被害生徒の保護者に進捗を報告する。
- (5) ①指導に対しても改善が図られず、被害生徒が長期の欠席に至るなど、重大事態が起きた場合は、教育委員会に報告し、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決策等を協議し、関係諸機関と連携して対応する。

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）

校長・副校長・生活指導主任（いじめ防止委員長）・スクールカウンセラー・養護教諭・教育相談担当
各学年担当教員